

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金

(A-3型 モバイルPOSレジシステム)

指定サービスベンダー並びに対象サービス、対象製品(対象パッケージ)

登録について

公募要領

軽減税率対策補助金事務局

平成29年9月15日

■趣旨

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助事業（以下、「本事業」という）では、中小企業・小規模事業者等の複数税率対応モバイルPOSレジシステムの導入を支援するにあたり、補助対象が基準を満たしていることを確認し、中小企業・小規模事業者等が安心して補助対象製品を購入することができるよう、補助対象サービス、対象製品を事前に軽減税率対策補助金事務局に登録していただくこととしております。

このため、本事業の対象となるサービスベンダー、対象サービス、対象製品の登録を受け付けます。

■登録するサービスベンダーの役割

登録を希望されるサービスベンダーについては以下の点について、留意の上、サービスベンダー及び対象サービス、対象製品の型番登録申請を行っていただきます。

- ・中小企業者の補助金申請に係る事務負担軽減に努めること
- ・軽減税率制度に必要な対応を促すこと
- ・お客様のサポート体制を構築すること
- ・対象サービス及び対象パッケージ証明書の発行

■登録が必要となるサービス、製品の範囲

複数税率対応の継続的なレジ機能サービスを、タブレット、PC、スマートフォンを用いて利用し、レシートプリンタを含む付属機器を組み合わせるレジとして導入する場合において、以下の機能を有する複数税率対応のサービス及び製品が補助金交付の対象となります。

- i) 売上げの区分経理に資する機能を持つもの
- ii) 区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等の発行機能を持つもの

付属機器：レシートプリンタ、キャッシュドローア、バーコードリーダー、クレジットカード決済端末(注)、電子マネーリーダー、カスタマーディスプレイ、ルーター

(注) クレジットカード決済端末については、偽造カードの不正使用を防止する観点から、

対象パッケージ(※1)についてはIC対応のもの(※2)とします。

※1 『対象サービス+タブレット等の汎用端末+レシートプリンタを含む付属機器をセットにしたもの』

※2 IC対応端末とは、カードを端末に挿入し、カードのICチップ(集積回路)に記録された情報を読み取る方式の端末です。通常は4ケタの暗証番号の入力を求められます。

磁気対応端末(カードをスライドさせて磁気情報を読み取るもの)に比べ、高い安全性が確保されます。

- ① 対象サービス：複数税率に対応したレジ機能を有するサービスを継続的に提供するもの
- ② 対象パッケージ：上記①+タブレット等汎用端末+レシートプリンタを含む付属機器をセットにしたもの
- ③ 対象製品：対象サービスに対し、サービスベンダーとして動作保証の出来るタブレット、PC、スマートフォン、及び上記の付属機器

■登録申請の方法

- ① 事務局ホームページより、「指定サービスベンダー登録申請書」および「代理申請協力店リスト」、「対象機器登録リスト」、「対象サービス及び対象パッケージ登録リスト」、「対象サービス及び対象パッケージ証明書サンプル」をダウンロード。
- ② 登録マニュアルを参考に、必要事項を記入の上、提出書類一式を揃え、軽減税率対策補助金事務局に書類を送付。
なお、提出書類のうち、「指定サービスベンダー登録申請書」、「代理申請協力店リスト」、「対象機器登録リスト」、「対象サービス及び対象パッケージ登録リスト」については別途、事務局受付メールアドレスに送付。
- ③ 事務局で審査の後、登録が完了した旨を、サービスベンダーへメールにて連絡
- ④ 事務局ホームページ等で補助金の対象となる対象機器、対象サービス及び対象パッケージ型番の公表
※登録申請は随時受付を行っています。審査終了後、ご提出いただいたサービスベンダーごとに事務局ホームページ等で公表します。

■提出書類

対象サービス及び対象パッケージの登録を希望されるサービスベンダーは、初回対象サービス及び対象パッケージ登録時に、以下の資料を提出して下さい。

	書類名	様式番号	入手方法	ファイル形式	備考
1	指定サービスベンダー登録申請書	様式E1	ダウンロード	Excel	押印の欄あり
2	会社案内	自社作成	出力	任意	パンフレット等
3	(法人の場合) 法人の登記事項証明書の写し	—	—	—	
4	代理申請協力店リスト	様式E2	ダウンロード	Excel	補助金申請を代行して頂ける販売店等のリストHP上で公表
5	対象機器登録リスト(動作保証が確認できるもの)	様式E4	ダウンロード	Excel	
6	対象サービス及び対象パッケージ登録リスト	様式E3	ダウンロード	Excel	※E3-1(対象サービス) E3-2(対象パッケージ) E3-別紙(計算シート)
7	公表料金表 (システム、サービス、タブレット等、付属機器)	—	自社作成	任意	サイトアップをしているもの。 あるいは予定しているもの。初期費用、月額費用がわかるもの。
8	サービス・製品カタログまたはWEBカタログの出力 (複数税率対応であることがわかるもの)	—	自社作成	任意	当該サービス・製品の内容や仕様がわかるもの。
9	提供サービスのレシートサンプル	—	自社作成	出力	区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等の発行機能でのレシート出力見本
10	精算レポートサンプル	—	自社作成	出力	税率ごとに日時ベース等で売上高の合計が計算された出力見本
11	対象サービス及び対象パッケージ証明書各社フォーマット	—	自社作成	出力	

なお、今後、対象サービス及び対象パッケージの追加登録を行う場合には、上記表の5から10のみ提出をお願い致します。

なお、代理申請協力店となって頂ける販売店等がある場合は、4も併せて提出をお願い致します。

■提出先

上記提出書類については、以下のあて先に送り下さい。

【提出先】

〒104-8689

晴海郵便局 京橋分室留

軽減税率対策補助金事務局 モバイル POS レジシステム 宛

送付に際しては、追跡可能な配送方法をお勧めいたします。

「指定サービスベンダー登録申請書」、「対象機器登録リスト」、「対象サービス及び対象パッケージ登録リスト」及び「代理申請協力店リスト」はメールでの送付と出力の両方の送付をお願いします。

事務局受付メールアドレス：mobile@kzt-hojo.jp

※メールで送付される際は、メールの件名を「軽減税率対策補助金対象サービス登録/〇〇株式会社」としてください。

■対象サービス及び対象パッケージを登録するサービスベンダーに求められる対応

対象サービス及び対象パッケージを登録し、提供するサービスベンダーには以下の対応が求められます。

●所定様式の「対象サービス及び対象パッケージ証明書」の発行と管理

- ・軽減税率対象サービス及び対象パッケージとして自社が提供するサービスに対して発行をお願いいたします。

●求められる対象サービス及び対象パッケージ証明書の管理

- ・軽減税率対策補助金対象外のサービスには「対象サービス及び対象パッケージ証明書」の発行はしないこと
- ・同一の製品にサービス型番・シリアル番号が異なる複数の「対象サービス及び対象パッケージ証明書」の発行はしないこと
- ・対象サービス及び対象パッケージ型番は、個々のサービスを識別するために付与する番号であり、重複することのないユニークな番号とすること（同一の型番は自社内にも自社外にも一つだけお願いします。）

●自社が出荷する対象サービス及び対象パッケージにより補助金の申請を行わないこと

- ・本事業の対象となるサービスベンダー等は、自社の対象サービス及び対象パッケージで自ら補助申請を行うことはできません。

●各社におけるカタログ・ホームページ・チラシ等での広報

- ・本事業の対象サービス及び対象パッケージとして登録されたサービスについて、各社のホームページ・チラシ・広告等での対象サービス及び対象パッケージの広報は任意とします。ただし、登録されたことをもって、以下にあげるように誤解をあたえる表現を用いることは認められません。

OK例) “軽減税率対策補助金 対象製品”

NG例) “中小企業庁 認定製品” “中小企業庁 推奨製品”

■指定サービスベンダーの指定取り消し

事務局は、指定サービスベンダーが以下の事項に該当すると判断した場合、指定サービスベンダーとしての指定を取り消し併せて社名の公表をすることができます。

- (1) 本公募要領で規定する指定サービスベンダーに求められる役割・対応を欠く、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 公募要領等の各種規定に違反する、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) その他事業の遂行に不適当な行為があると認められる場合

(事業の遂行に不適当な行為の例)

軽減税率対象商品を販売していない中小企業者に対し、補助金の対象製品（レジ・POS等）を購入させる目的で軽減税率対象商品を販売する事業を行うよう持ちかけ、補助金の対象製品を販売すること。

■登録申請期間

随時登録申請を受付けています。なお、受付から登録まで2週間ほど期間を要しますので、予めご理解いただきますようお願いいたします。

《お問い合わせ先》

軽減税率対策補助金事務局コールセンター

(受付時間：平日9時～17時/通話料有料)

TEL：0570(053)555 (IP電話等からの番号 03(6627)1316)

※詳細については「指定サービスベンダー・対象サービス登録マニュアル」をご確認ください。